

議案第 6 号

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、栄養士の配置について、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、湯河原町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) (略)</p> <p> </p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、湯河原町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) (略)</p> <p> </p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	